

第107回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和3年6月9日（水）10時00分～12時10分

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者】

内閣府、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 事 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 おはようございます。部会長の川崎です。今日もよろしくお願ひいたします。

ただ今から第107回産業統計部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。また、農林水産省の皆様、総務省の皆様、関係の方々、御出席ありがとうございます。

今日もこういう緊急事態宣言下での対応ということですので、私自身も含めまして、全員Webでの参加となります。ネットワークの状況なども気を付けながら、またマイク等の状況に気を付けながら対応することにしておりますが、もし聞きづらいなどの不具合がありましたら、遠慮なくお知らせいただけたらと思います。

今日の審議についてですが、先月5月19日の部会に引き続いて行うもので、農業経営統計調査についての2回目の審議となります。リモート開催で時間節約ということもありますので、事務局からの配布資料の説明は省略させていただきます。

前回の部会では、「調査の重点化」、「調査事項の見直し」、「標本設計の見直し」の3点に

ついて審議を行いました。主に「調査の重点化」につきまして多くの意見が出されました。そこで、今日の部会では、審議の構成を大きく2つに分けて行いたいと思います。

まず第1部としまして、調査実施者に再検討を求めていた「調査の重点化」について、経営統計調査におけるロングフォーム、ショートフォームの問題について、配り分けの問題などを含めまして審議を行う予定です。これにつきましては小針専門委員から貴重な御提案をいただいておりますので、その趣旨も含めまして御説明いただいて、その上で農林水産省の回答をお聞きしたいと考えております。

この審議が一通り終わりましたら第2部に進みまして、今回の変更事項の残りの部分である公表時期の変更とか、あるいは前回答申の課題として残されていた案件の対応について審議を進めたいと思います。

いずれにしても、かなり限られた時間でたくさんの審議内容がありますので、皆様にある程度議論をしっかりとさせていただきたいと考えておりますので、一応、7月1日の予備日を確保しておりますが、これをどう使うかは微妙ですが、予備日も開催せざるを得ない可能性もあるかという気もしております。いずれにしても、その辺りは最終的に審議が終わったところで判断させていただきたいと思います。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。まず御議論いただく前に5月26日に統計委員会が開かれまして、私から第1回部会の審議状況を報告しました。そこで委員の方々から御意見がありましたので、それについては事務局から紹介していただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

○森総務省政策統括官（統計基準担当）室調査官 最終確認前の未定稿扱いの資料となりますが、「席上配布」と記しました諮問の際に示された御意見を御覧ください。先日開催されました統計委員会での諮問時において、参加された委員からの御発言について紹介いたします。

初めに清原委員から、調査効率化のために調査票の配り分けをするのも有効だが、必要とされる事項を詳細に明らかにしていくのが大事なことなので、積極的に審議していただきたいとの意見がございました。

また、内閣府から、公表の繰下げについてコメントがありました。こちらについては本日配布した審査メモの追加に関する事項となりますので、その際に審議いただければと思います。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この点につきまして、何か御質問、御意見等がありますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。私、1点申し遅れたことがありますので、補足させていただきますが、本日の会議は12時までを予定しております。ただ、審議の時間が結構長引く可能性もありますので、もし予定時間を過ぎました場合には、御予定のある方は御退席いただいても結構です。退席された後の状況につきましては、また御連絡を差し上げたいと思っております。

それでは、早速、内容の方に入ってまいりたいと思います。内容としましては、「調査の重点化」についてです。

まず、この論点につきましては御意見をたくさんいただいておりますが、特に小針専門委員からロング、ショートの配り分けの基準について新たな御提案をいただいております。これにつきましてよく理解した上で審議したいと思いますので、小針専門委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小針専門委員 おはようございます。農林中金総研の小針です。よろしくお願ひいたします。

既に委員の皆様にも事前にメモをお渡ししており、内容は皆様ほぼ御承知かと思うので、ポイントだけかいつまんでいきたいと思ひます。

まず結論としては、個人経営体の経営統計調査票の配り分けの基準として、「青色申告の実施の有無」をメルクマールとしてはどうかというものです。実質的に65歳の線引きが本当に妥当なのかというところで、本来把握すべき経営体が抜け落ちてしまうことがあるのではないかということで、以前から私自身も青色申告は少し意見として申し上げていたものを、状況を整理した上で改めて説明という形になります。

メルクマールとする意義・理由は大きく3点あると思っております、まず第1に、青色申告は、農業経営の状況を一定のルールの下で数値化して税務申告の書類といたしますので、その実施状況は、農業を経営として営んでいるかどうかということに関してのメルクマール、代替変数となるのではないかということです。

第2に、経営統計調査において、法人経営体と個人経営体の区分の基準は、法人格を有するかどうかという外形的なものになっていて、農林水産省において、農政の推進として法人化が経営高度化の一つのメルクマールであると理解されていることを考えると、個人経営体の中での青色申告を区分にするということも、経営高度化の判断基準とできるのではないかと考えているところです。

第3に、第2の点とも重なるのですけれども、担い手農業者へのセーフティネットとして収入保険という制度がありまして、この制度の適用を受けるには青色申告が義務付けられており、実際に農業経営政策との整合性も非常に高いということが挙げられるかと思ひます。

調査という観点からも、青色申告の実施者であれば転記可能な科目が多いという意味で、回答者の負担軽減にもつながるということ。そのほか、青色申告は一定の基準に沿って作成されているので、データそのものの信頼性を高めることもできるというメリットがあるかと思ひます。また、青色申告をもともとやっているか、やっていないかを聞いているので、これを入れることによって、新たな追加項目を作らなくてもよいということもあるかと思ひます。

これまで農林統計の中で、青色申告を区分として集計値を出したり、平均値を出したりということは、今まで私が知る限りではないと思ひますけれども、今後、新たな集計値として、青色申告の推進とか、収入保険の実効性を図るというような意味でも活用できると考えられますし、また、資産項目の把握の必要性に関しては、今後は個人経営体の中で

も、担い手として規模拡大を図る経営体などでは、収支に着目した収益性の分析だけではなく、資産とのバランスで経営状況を考察することが更に重要となっていきますので、資産に対するデータを活用したニーズも高まってくることを考えると、このような形でデータが取れるといいのではないかと考える次第です。

内容としては以上です。

○川崎部会長 御説明ありがとうございました。それでは、これを参考にしながら今後の議論を進めていくこととなりますので、よろしく願いいたします。今日の部会に至るまでに、事前にメールなどを通じていろいろ意見交換なども行ったりしております。そこで、論点が大分明確になってきておりますので、事務局から、論点の再整理について御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○森政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、事務局から説明します。

資料2-1を御覧ください。前回の部会、部会後に頂戴いたしました再整理事項については、資料2-2、3-1で回答がまとめられています。その説明の前に、「調査の重点化」について論点を明確にしたいということで、上の箱書きに農林水産省の当初の案、下の箱書きに委員の問題意識・論点として、事務局で整理させていただきました。

まず農林水産省の当初の案についてですが、「担い手」について数量的定義はない中、各種代替概念について個別に妥当性を検討したところ、既に農林業センサスで用いられている主業・準主業・副業の区分を援用した上で、主業経営体と準主業経営体をロングフォームの対象として設定することがセカンドベストと判断されたものです。今回の議論で65歳という年齢がクローズアップされていますが、もともと年齢で線引きすることが念頭に置かれたものではなく、主業・準主業・副業の区分を援用した結果として、65歳未満という線引きが出てきたということでした。

これに対しまして、委員の皆様からは様々な御意見がありました。問題意識・論点を整理すると、以下の4点に集約できるのではないかと考えました。

1点目といたしまして、調査票の配り分けの線引きに主業・準主業・副業の区分を用いた結果として、65歳未満にロングフォーム、65歳以上にショートフォームという結果になっているが、そもそも年齢による線引きが適当なのか。

2点目として、仮に年齢による線引き基準を残す場合、なぜ65歳でないといけないのか。65歳を境として急に農業を離れる人が増えるとか、構造的に不連続な実態がないということであれば、それ以外の年齢でもよいのではないか。

3点目として、本調査の目的・必要性を踏まえると、調査票の配り分けに当たり、年齢による線引きを用いず、独自の線引きもあり得るのではないか。具体的には青色申告にロングフォーム、白色申告にショートフォームという選択肢もあるのではないか。

最後の論点として、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない経営体を一律に「副業的」とする定義・区分は適切なのか。

以上4つの論点に集約されると考えたところ。事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは、この整理された論点を踏まえまして、調査実施者である農林水産省からの御

説明をお願いしたいと思います。この説明に関連しまして、かなりいろいろと資料を作成していただいております。1つ1つ順番に説明していただくというよりも、できるだけ効率的な説明として、論点に沿った補足説明としてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省でございます。まず冒頭に、川崎部会長はじめ委員の皆様、今日もお時間を取っていただきまして、どうもありがとうございます。御説明させていただきたいと思います。そして小針専門委員におかれましても、非常にポイントをうまく整理していただいて、我々の頭の整理を助けていただいたという気持ちで今聞いていた次第でございます。

資料2-1に示された論点を踏まえまして、今、我々がどのような頭の整理をしているかということで、資料2-2の下の方にありますのが農林水産省としての考え方でございます。繰り返しになりますが、我々は年齢による線引きが適切と考えているわけではないということですが、御提案、あるいは小針専門委員からの先ほどの御説明も踏まえまして、もう一度ゼロベースで見直す必要があると思っている次第でございます。

その上で2つ目でございますが、青色申告を線引き区分の基準として検討するというところをベースに整理していきたいと思っております。別紙のとおり整理させていただいたところがございますので、御覧いただければと思います。

左側に「当初案」ということですが、これはもう説明するまでもないことですが、右側、「産業統計部会で作された御意見のポイント」ということで、ポイントは一番下の方に赤で書いておりますが、右側の、検討すべき基準はほかにもあるのではないかとということなので、ゼロベースで見直すことを考えた次第でございます。

一番下の箱でございますが、1つ目の丸、農林水産省といたしましては「担い手」を抽出するため、別の線引き区分の基準を検討する必要があると認識しておりまして、青色申告を線引き区分の基準として検討することで御提案を受け止めたということでございます。どのように考えたかというのは、次のページでございます。

先ほど来、小針専門委員からいろいろと御説明があった点はまさしくそのとおりに思っておりますが、我々がここに整理させていただいたのは、左側、メリットでございます。

「担い手」を把握する上での妥当性でございますが、青色申告を実施することが経営として農業を営む意思を示す指標となり得ると考えております。下の括弧書きでございますが、税制上のメリット、あるいは信用を得やすいという経営上のメリットといったものが青色申告を実施すると得られるということなので、指標となり得ると捉えていいのではないかと、補助金も青色申告を対象にしているということもあります。

また、政策における「担い手」の位置付けですが、小針専門委員からありました収入保険では、青色申告を行っていることが加入要件となっているところでございます。さらに、調査実施の実現可能性でございますけれども、転記可能という調査様式に変えましたので、負担軽減にもつながると思っております。

2つ目のポツでございますが、標本選定の際の指標として、農林業センサスでも青色申告を行っているかどうかという調査項目がありますので、引き続き継続して追っていく

と思っております。

右側の方、「留意すべきこと」ということで整理させていただきました。農政上のお話をすることになるのですが、農業の成長産業化に向けまして、「担い手」の経営状況を的確に把握していく必要があると思っております、具体的には1つ目のポツですが、例えば国会での審議の場等々、我々は主業経営体の数字の説明を余儀なくされるということがございます。また2つ目、準主業経営体につきましても、今後、主業経営体になり得る途中段階にある経営体が多く含まれるということで、主業経営体と同様にしっかりと把握するというように認識しているところでございます。

ただ、主業・準主業を合わせたうちの青色申告の割合はとなりますと、2つ目の丸、5割強でございますので、青色申告だけに焦点を当てたロングフォームの配布になりますと、5割近くが対象外になってしまうということがございます。

さらに3つ目の丸でございますが、主業・準主業の年齢区分は生産年齢人口と同じと考えますと、一番下のところ、「提案への考え方」でございますが、青色申告実施者を基本と考えたいと思っておりますが、青色申告を実施していない者であっても、主業・準主業においては、ロングフォームの調査対象とさせていただきたいと思っている次第です。

3枚目でございますが、当初案と我々が今御説明した修正案と、小針専門委員の御提案を含めて、あるいはこの部会での提案を含めて、どのように考え方の整理がなされたかというところの流れ図的に整理させていただきました。

ポイントは何かというと、当初案は、主業・準主業で線を引いていたということで、赤色の枠、37.3万経営体を対象としてそこから標本抽出をしてという考え方でございますが、青色申告をベースとして考えるということです。ただ、先ほども申し上げましたように、主業・準主業の47.5%が白色申告と考えますと、ここはどうしてもロングフォームの対象としていただきたいということで、一番下側の箱になりますけれども、赤色の枠で囲ったところ、青色申告と白色申告でも主業・準主業を合わせた方々に対象を絞って調査したいということです。

右側の方ですが、負担軽減もしっかり考えなければいけないということで計算してみました。当初案よりは、調査項目の削減数については若干減りますけれども、それでも24%ぐらいは今の調査項目に比べると減るということは試算ができております。また、副業的経営体の方々でも青色申告をしている方、およそ300経営体に調査をお願いすれば、「担い手」の状況を可能な限り広く把握した上で、一定程度の負担軽減も確保できると考えております。

最後に4枚目ですが、農林業センサスと農業経営統計調査とは切っても切れないといえますか、センサスをベースに置いて調査を設計していることを御説明したところでございます。

1つ目の丸ですが、5年に一度の農林業センサスを母集団情報として調査設計している標本調査でございます。

2つ目の丸でございますが、そのセンサスを母集団情報とすることで、経営統計の結果をセンサスとひも付けて集計分析が可能ということで、5年に一度の見直しで継続調査が

できて、経年比較も可能ということです。

3つ目、仮にセンサスに存在しない区分での調査設計を実施しようとしてもそれは実現困難ということで、そのような区分を設けても、農林業センサス結果を用いた分析もできないということでございます。

ということで農林業センサスを基本情報として、右下に農業経営統計調査がありますけれども、今回、ロングフォーム調査票の対象といたしましては、青色申告を基本に、主業・準主業においては、白色申告の方でも是非御協力いただきたいと考えております。ショートフォームの対象といたしましては、副業の白色申告の方と考えているところでございます。

以上が今回の論点でございますが、補足的に資料3-1を使って御説明させていただきたいと思っております。いろいろと資料はあるのですが、ポイントとして、なぜ主業・準主業に絞ったかというところでございますが、5ページ目を見ていただければと思います。その表のところ、我々がいろいろと経緯を、何で主業・準主業がセカンドベストと考えたかということでございますが、青色申告といった視点での検討がなかなかできなかったというのは、ここから明らかになるかと思っております。

その上で次の6ページを見ていただきたいと思うのですが、当初案は主業だけでもいいのではないかとこのところではあります。法人と主業と、そうすると青と赤のところは調査対象になります。ただ、横棒グラフの一番下の「水田作」、これは農林水産政策の重要な柱の一つ、米政策をどうするかということで非常に重要な営農類型でもあります。青と赤だけでは5割を切ってしまうことからしますと、政策上、半分に満たない人を調査対象としての数字にはとても堪え切れないという場面が想定されるということです。省内でもそんな議論があったということで、主業と準主業は一体的に捉えるべきだということで、何とか3分の2程度をカバーできるようにということです。「水田作」に限って申し上げますと、そのようなことも含めて、主業と準主業をセットで考えることも必要だということも、その背景にあることを御説明させていただきたく、今、6ページ目の上の横表を整理したところでございます。

農林水産省からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りたいと思いますが、皆様、御意見がありましたら自由にお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官

この件についての部会長からの御提案について、先にお話しにならなくてよろしいでしょうか。

○川崎部会長 分かりました。私から、実はこれは昨日の夜に作った資料なので席上配布とさせていただきますが、参考情報としてお知らせして、私なりの考えもここで申し上げた上で、それを含めて議論していただけたらと思います。

私としましては、副業的経営体は一体どのような農家だろうかということで、農林業センサスのデータの中から少しデータを拾ってみました。副業的経営体というのが、これま

での御説明のとおり65歳未満でかつ60日以上就業がある者がいない世帯だったわけなのですが、それ以外でもかなり農業経営に力を入れている世帯は当然あるのではないかと、そういう農家はあるのではないかとということで当たってみたということです。

これは農林業センサス2015年の数字から拾ってみたものですが、農林業センサスでは先ほどの農業収益がないので、農産物販売金額というデータしかないのもので、これを代理の指標として分布を見てみたものです。図2で見ていきますと、縦に並んでいるのが農産物販売金額の階級ですが、「販売なし」とか「50万未満」、「100万未満」がかなり多いわけです。赤が副業的ですが、実は500万円を超えた辺りぐらいになりますと、決してないわけではないということです。

それで、ある程度規模が大きいところ、例えば1,000万円以上の売上、販売金額があるものはどうかという点で、そこだけアップで見てみたのが図1です。こちらで見ていただきますと、1,000万円以上のところだけ見ていくと、確かに主業経営体が圧倒的に一番多いわけです。ところが、よく見ますと、副業的経営体の世帯の方が準主業経営体よりも現実的には多いのです。数として見れば、1,000万円以上の農家の中では、準主業よりも副業的経営体の方が数は多いということで、それなりの数があるということではないかと思っております。

それからもう一つ、改めてのお願いですが、前回の資料3（審査メモで示された論点に対する回答）の3ページ目を表示していただけたらと思うのですが、このときの説明で副業経営体の中に規模が大きいものはごく僅かであるというふうには、この表を横に見ておられるのですが、実は縦に見てみると、決して主業・準主業と副業の数が無視できる数ではないように思えるのです。つまり10ヘクタール以上の33,000が主業・準主業、副業が6,000ですので、2割ぐらいはあるということです。ですので、横に見て少ないからというよりも、本当に農業の担い手という意味であれば、副業だから担い手ではないのだということが正しいのかどうかということです。

そう考えていくと、「担い手」という概念が、現在の生産にどれだけ貢献しているのかという観点からすると、副業か、あるいは主業・準主業かという区分が適切かどうかという問題が一つあると思います。ただ、これは農林業センサス自体で設定された区分の問題であるので、現在審議している農業経営統計調査の問題ということにならないのですが、大きな担い手を捉えるという意味では、この部分にやや疑問ありということが分かるように思います。「担い手」という概念が現在の生産に貢献する概念なのか、それとも将来に渡ってなのかということになってくるのですが、そうすると外す理屈を考えれば、それでもこれを外すのは将来の担い手として不安があるからだという理屈になるかもしれません。しかし、そうだとすれば65歳以上だったらもう将来の担い手にならないのだと言っているようにも聞こえるので、それもやや乱暴な議論にも思います。

この意味でも主業・準主業・副業の区分で対象を分けて、農業経営の実態を捉えるのにやや不安があると感じたということです。ということで、私自身はそういう意味で、このようなことを改めて考えてみると、主業・準主業と副業の間での配り分けは慎重に考えた方がいいと思います。そういう意味で、規模の大きいところは実は担い手かもしれないの

で、青色申告をしていようがしていまいが捉える、つまり先ほどの農林水産省の御説明ですと、青色申告プラス主業・準主業の白色申告を捉えるというのが御提案でしたら、それに加えて、副業であっても規模が大きかったら捉える。これは面積でいくのか、金額でいくのか分かりませんが、そのようなことも少し考えていいのではないかと思ったということです。今回の農林水産省の御提案は大きな方向ではいいのかと思いつつも、私はややそこに不安を持っているというところで、そのようなことも含めて御審議いただいたらと思っております。

私の説明が長くなりましたが、是非皆様からの御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。また、農林水産省、審査官室からも御意見がありましたらいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。いきなりですが、小針専門委員はいかがでしょう。これまでの御議論を振り返っていただいて、取りあえずの感想だけでも結構です。

○小針専門委員 ありがとうございます。川崎部会長のデータ、頭の中でこんな感じだと思っていたのですけれども、自分でも図表化していなかったもので、なるほどと思いました。

まず私自身が、実は青色申告を区分というところにしたのは2つ理由があって、もともとの「調査の重点化」において、回答者のある程度削減しなければいけないとなったときに、そこまで対象とすると調査の削減にならないというようなことがあるのか、あと、区分をある意味合わせ技というか、主業・準主業・副業別と青色申告を組み合わせるといのは考えていなくて、青色申告という形かと思ったので、農林水産省から提案いただいているような形はリーズナブルだと思っています。

削減ありきというのではないと思うのですが、どれぐらいの幅でやらなければいけないのかということに対して、今度新しく決める区分がその枠内に収まるかどうかということところは、一つ確認をしたいと思っています。細かい話になるとまた別の論点もあるのですが、あまりにそっちに行ってしまうとまた議論があちこちしてしまうと思うので、まずはということでお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。そうすると、今の点は農林水産省に御確認というような趣旨での御意見と伺った方がいいですか。

○小針専門委員 そうですね。それが農林水産省ということになるのか、この辺りの負担軽減が求められていて、誰がどのようにしなければいけないものなのかということ、最終的には統計委員会の中でこれが合理的だねと決めればよいということであれば、ここで決めればよいという話になると思うのですが、初めからある程度これぐらいは削減しなければいけないといったときに、調査経営体数は35万経営体ぐらいみたいな感じなのが先にありきだとすればとか、その辺り何を優先順位にするとか。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。ここは誰がどう答えたらいいか分かりにくい問題ではありますが、負担軽減をどう考えるか。つまり私なりの言葉でももともとは主業・準主業だけのところにロングをかけて、副業は全部ショートだったところに対して、副業の青色申告も負担をかけることになるので、そこまでの負担をかけても大丈夫か、そのような趣旨なのかと思うのです。この辺をどう考えるか、誰が答えればいいのかですが、暫定的

に私なりの感想を申し上げますと、副業の青色申告のところにロングをかけるというのは、実は回答はそんなに負担ではないよねと、なぜなら青色申告で情報を整理しているのだからということで、そこの点の負担問題はあまりないのではないかと私は思うのです。

それから、もう一方で調査実施者、集計や、あるいは現場の調査員の方とか、そういう方から見ればどっちの調査票を配るかというような問題、どう集計するかということだから、それ自体はそれほど負担の増加になるとも思えないということで、その問題はどうもクリアできているのではないかと私は思うのですが、この辺りはどなたからお聞きすればいいかと迷うのですが、いかがでしょうか。ひとまず農林水産省から、負担の問題をどう考えますかという話をお聞きしてみまじょうか。よろしいですか。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の神でございます。川崎部会長、小針専門委員、ありがとうございます。

2点ほどコメントさせていただきます。まず負担軽減でございますが、今回のショートフォームとロングフォームへの配り分けに当たって、両者を区分した形で目標精度を定めて調査設計すれば、サンプルサイズが変更になってくるかと思えます。区分を増やせば増やすほどサンプルサイズに影響する。他方、区分することを考えていない今の調査設計であれば、報告者負担についてはあまり大きく変わらないと考えているところでございます。

それから、川崎部会長から御提案いただいた、この1,000万円という販売金額の大きい副業について調査する必要があるのではないかということについて、手元に資料がないので、持ち帰って次回でもお答えした方がいいかと思うところですが、そもそも1,000万円の農産物の売上があるということになりますと、その農業経営体は消費税の課税対象者になってきます。また、青色申告をしなければ累進税率で非常に多額の税が課せられるはずで、そのような経営体は青色申告を導入することによって、専従者給与として家族の所得に分配することにより大幅に適用税率が下がる、あと税控除以外にも減価償却とか、貸倒引当金とか様々な青色申告の特典が付いてくると思えますので、少なくとも500万円以上とか1,000万円以上の農業経営体に関しては、青色申告を調査対象にすることで、ほとんどカバーできるのではないかと思います。

そのようなことがございますので、まずは農林業センサスの数字を使って、川崎部会長が御提示いただいたこの区分で青色申告がどの程度カバーされているのか、それでほぼ全てがカバーされているのであれば、新たに金額の線引きは不要でないかと思えますので、数字の確認をさせていただきたいと思うところでございます。以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。私自身も、今表示されているグラフを見ながら、これでしっかりした経理をしていなかったら大変だと思いながら聞いていたのですが、今の御説明を伺いながら、確かにここら辺はかなりのところが、ほとんど全てかもしれないぐらい青色申告をしているのかな、と思いながら伺いましたので、今のお話は私にとっては納得がいくものでした。

さて、ほかにはいかがでしょうか。どのような点でも結構です。お願いします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。今回の農林水産省の御提案は、小針専門委員の案を基に、青色申告に主業と準主業も入れてくださいという感じの説明でしたけれども、農林水産省

の当初案から見れば、副業的な人でも青色申告をしていれば調査対象にしますというような、単純にもととの案より拡大したような案になっていると理解しています。これが先ほどお話がありました負担の観点で許容されるのであれば、非常にいい案だと思っておりますし、青色申告だけだとカバー率が低いというのは、お示しいただいたとおり非常にもっともだと思しますので、もともとの原案に比べると単純に負担が増えるような案ですが、それが許されるのであれば、非常にいい案になったのではないかと私は思っています。

この削減率については、統計委員会で少し前に一律で何%減らせというのがあったと思うのですが、その絡みで整理が必要ではないでしょうかというのが私の事務局への質問です。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。これは事情を御存じの方がおられたら、事務局からでも御説明いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官 では、内山からお答えします。個々の統計調査の審査・審議に当たって、調査事項に関して一律何%減らすというような話は聞いたことがございません。

ただ、統計委員会とは別のところで、いわゆる「3年2割」という話がありまして、3年間で統計調査に係る負担を全体として2割減らしましょうという、内閣官房だったかと思うのですが、そちらの動きは確かにありました。負担というのは調査の報告者の方、実施者、利用者の3者において、回答する際の負担、調査準備、調査を実施するときの負担、データ利用の際の手間、これら全てにおいて全体で負担を2割減らそうという目標を政策的に立てて、着実に実行しているという話がありました。おっしゃっているのは、もしかすると、そのことかもしれないなと思っております。それが1点。

それからもう一つですが、確かに今回の説明だけを聞きますと、報告負担が増えているというようなイメージですが、そもそも現状がどうなっているかといいますと、主業・準主業・副業といった区分は全くなしに、全ての報告者に対して全ての調査事項を聞いている、要は全ての方にロングフォームを投げているというのが現状です。そのような負担を考慮して、今回の農林水産省の案としては、ショートフォームを導入することによって少しでも書いていただく負担を減らそうというのが一つの方向性になっています。ですので、要は、減らす範囲をどこまでするかというのが、今回のやり取りの中で伸びたり縮んだりしているものだと思うのです。

ですので、初めは副業全体をショートということで報告者の負担を減らしましょうということになりました。確かに本日の修正案で、副業の青色申告で少し膨らんでいるところもあります。ただ、最終的には、調査目的、あるいは利活用を考えたときに、報告負担と、どのようなバランスで落ち着かせるかということかと思っております。今回、農林水産省が示された案ですけれども、現状行われている農業経営統計調査に比べると、全体としての報告負担ははるかに減っていると御認識いただければいいのではないかと思います。ですので、事務局としては、調査目的あるいは利活用を踏まえて、どこまでのデータが最小限必要なのかということで、再度整理された案と認識しております。以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。統計委員会での議論も含めて丁寧に説明していた

できました。私も統計委員会の委員として1つ補足させていただきたいと思います。

今の御説明で大体尽きていると思うのですが、多分、大事なポイントが2つあると思います。3年で2割削減するという、かなり外枠から攻められた統計の負担軽減を求められているというので、確かに統計委員会でも議論したことがあるのですが、このときの負担の計測単位は、あくまでも時間ベースということです。ですから、項目を何個削減せよとかいうことではなくて、記入の時間が減りましたということであればそれは支障がないので、そういう意味では、青色申告の方がここに回答されるのはそんなに時間の負担にはならないだろうと思うので、その点ではクリアしているかと思います。

もう一つは、個々の調査ベースで何割とかいうことを決められているわけではなくて、政府全体の総枠でということなので、ある程度の削減努力をしていけば、そこは十分クリアしているということではないかと。ほかのところとの合わせ技でやれると思います。

3点目ですが、確かに現在の表示の図を見ると、一番下の対象範囲が53.4万経営体と出てくるのですが多く見えますが、実は標本調査なので、これの中から標本を抽出することですので、そういう意味でも、これ自体の負担の増加あるいは軽減、この変化というのは減少の効果はありますけれども、それが青色申告の下にはみ出した部分が追加されたからといって、おそらくものすごく大きく変わるということではないだろうと思います。

ということで、今の内山審査官の御説明を聞きながら私自身も考えたのですが、統計委員会として、これで負担が十分減っていないから困ると発言するほどのことでもないかと思っております。もちろん最終的にはそういう大きな、また委員会での議論はあるかとは思いますが、そのようなスタンスで私は委員会の方に御説明していきたいと思っております。宇南山臨時委員、そんなところでよろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 宇南山です。内山審査官からの御指摘のとおり、私が念頭にあったのは内閣官房の方の基準でありまして、それと照らし合わせても問題ないということであれば非常にいい案ではないかと思っております。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。ということであれば、今のところ委員の皆様からは、大体支持的な意見が強いように思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

私自身が申し上げたことについてもう少し補足しますと、先ほどの金額をここにかみ合わせると、主業・準主業、副業という基準1個に加えて、2個目に青色申告の有無が入ってきて、3個目に今度は金額が入るので、かなり選定が複雑になることも事実です。もしまたデータを確認していただいてから、その後で最終判断をすればいいかと思うのですが、恐らく今日、農林水産省から御説明があったとおり、1,000万円以上とかあるいは500万円以上の辺りは、青色申告をやっているところがほぼ全てだということであれば、ここであえて複雑にする必要はないだろうと思うのです。ただ事実認識として、副業的経営体であっても、かなりしっかりと主業的あるいは準主業的と違わないぐらいの経営形態を取っている、経営規模を持っているところがあるという認識だけはした上で、この設計の変更ということで、今回の農林水産省の設計変更の提案を一応了承するというところで考えたかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 小針です。同意することが前提の上での事実確認ですけれども、2020年の農林業センサスの結果があって、対象として誰がどのような、そこから選ばれたサンプルの人たちがどこに割り当てられるかということになると思うのですけれども、これまでも例えば主業・準主業・副業別の集計値を出すときは、毎年毎年やっていくと年齢は当然変わっていくので、それによる構造の変化みたいなものも踏まえて、その時点その時点の主業・準主業・副業の状況なり何なりということで集計はされているのではないかと認識しているのですが、まずそれで合っているのかということ。

それを前提とすると、一つだけ調査の実施のところで気になるのは、調査実施自体のオペレーションの中で配り分けという行為をするときも、実際にはそのときそのときで調査員の方なり職員の方が、調査対象者の方に今の状況を確認した上で調査票を渡しているとか、個人経営体の中だけではなくて、法人化により個人経営体から法人経営体になることもあると思うので、それも踏まえて、調査のときに誰がどの調査票と分けてという形でやるので、配り分けという行為が入ったとしてもそこは影響がないのかどうなのかというところは、一つ確認させていただければと思っています。

○川崎部会長 大事な点ですね。ありがとうございます。

○小針専門委員 調査実施のプロセスでそこが問題ないということであれば、青色申告というのは青色申告という形で表章ができると。それとはまた別に主業・準主業のところは、今までどおり全てのところが表章されて、副業のところだけ詳細項目が外れるという、そういう形で進むと認識しているので、そこさえクリアすればいいのかと思ってはいるのですが、その認識が合っているか確認させていただければと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。農林水産省から御確認いただけたらと思いますが、要するに主業・準主業・副業が時点によって変化していくことにどう対応するか、これは母集団としての情報と、実査のときの状況の違いがありますし、実査をやっている途中で回答が、世帯の状況が変わっていくという、そういうところの取扱いをどうするかという問題、その辺りをどのように考えていかれるかというのを整理しておいていただきたいと思いますが、農林水産省ではいかがでしょうか。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の神でございます。小針専門委員の御指摘のとおりでございます。現状も主業・準主業・副業という集計はしておりますし、主副業の区分については農林業センサスの時点で把握しておりますけれども、毎年の調査票を配布する際にも、地方統計職員や専門調査員が、実際に今の経営状況を確認して、その上で調査対象として調査票を配っています。法人化していれば当然、個人経営体の調査対象になってきませんので、青色申告が新しいフラグとして入ってきても、我々の確認行為が特段変わることはないということでございます。以上です。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今、神から答えさせていただいたことは資料3-2を使って、フロー図なども御説明させていただきたいと思いますので、そのタイミングが来たらもう少し御丁寧に説明させていただきたいと思います。以上でご

ざいます。

○川崎部会長 分かりました。そうですね、そういうことでお願いいたします。

私の方で暫定的に整理させていただきますが、そうすると、今、画面に表示されているような形で調査対象を把握していくことで、それを前提に進めていこうということでおおむねよろしいと、今の部会の皆様では合意ができていると理解いたしました。

ただ、その上でこれは明示的に議論していないポイントではあるのですが、そもそも主業・準主業・副業の区分のところでは年齢が入ってきますが、年齢というのが本当に主業・準主業・副業を区分するのにいい概念なのかというような問題は、それはそれで別途残っているかと思うのです。そこはあまり議論していないのですが、実は農業経営統計調査の問題というよりも農林業センサスの課題でもあるので、その点はまた別途議論することも必要なかと思っておりますので、そもそも論みたいところは置いておいて、今のこの調査の設計やオペレーションをどうしていくか、そこのところについて言えばおおむねオーケーで、理解しましたということです。そのような整理でここは締めさせていただきます、また、後ほど改めてもし何か御意見がありましたら、戻っていただいても結構ですが、先に進ませていただきたいと思えます。

続きまして、今度は資料3-2の「標本設計の見直し」に進みたいと思えます。

それでは、「調査の重点化」で既に触れていただいた部分もあるかと思えますし、今のお話にあったようなことでもあるので、農林水産省から御説明をお願いしたいと思います。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省でございます。資料3-2について御説明させていただきます。

先ほど小針専門委員のお話の中で当方が説明させていただいたところでございますが、画面の左側上にフロー図がございます。字が小さくて恐縮でございます。①から⑦までのプロセスを経ておりますが、これは今の現行の状況でございます。今も主業・準主業・副業の線引きをどう考えるかというのは先ほど部会長からお話がありましたが、このような区別をきちんと間違わずに調査票を相手に配って、間違わずに集計できるようなプロセスということで、①から⑦までを経るということを御説明したいために、フロー図で整理させていただきました。

①で書かせていただいているところは、まさしく今回では2020年農林業センサスの母集団名簿を使って、農業経営統計調査の母集団リストを作成するということです。ただ、農業の場合は地域的にも、あるいは規模的にもいろいろと多様な形でございますので、地域別、あるいは規模区分別で整理した上で、母集団リストを作成するというのが①でございます。その上で調査設計に基づいてサンプルサイズを決めて、実際に地方農政局を経て、標本調査として協力をいただくところにプロセスを踏むということが、④でございます。そのときに例えばAさんという人が今この人は主業と、2020年センサスではそのような認識でこの人に調査に協力いただくということで、御説明するというところでございます。その上で⑤でございますが、調査協力を依頼して、得られたら次の⑥に進む。残念ながら協力いただけないというお答えであれば、もう一度、④の母集団リストに立ち返って、協力いただくところをまた探し当てるといったような形にします。間違わずに配布するということ

です。

集計については、先ほど説明したようにきちんと主副業別というところでの整理になるようにということでございます。これは主業や準主業、副業に分けてという今の現行スタイルを踏襲しておりますが、先ほど来、今回、農林水産省から持ち出ささせていただきました修正案、おおむねこれでいいのではないかというような感触を得たと今思っております。それを前提にこのフロー図を考えるのであれば、本来ならば青色申告でとか、白色申告はこの人限りとかいう文言になるのですけれども、副業という概念を、副業の青色申告をされている方と、副業の青色申告でない方に分けて配るということで、同じような流れになると思っております。実際には現場で混乱しないようにどのように配り分けるか、あるいはきちんと回収するかということが前回の議論だったと思っておりますので、このフロー図の流れを基本に、混乱しないものにしていきたいと思っておりますというのが、まず1ページ目で御説明したいところでございます。

3ページ目を見ていただきたいと思えます。これは標本選定のときに断られたときどうするかというところも踏まえて、よく似た内容になるのですが、図2でございます。2つ目の箱に1番、新規経営体への配り分けと書かせていただきました。標本選定時に、これから5年のタームでお願いしていくこととなりますが、その標本選定時に先ほど①から⑤までのプロセスを経るといことがあります。それが(1)のAに書かせていただいているところでございます。

(2)の補充選定時でございます。この補充選定は実際に報告者に対し調査が不可能となった場合に補充選定を行っているということですが、今までは調査票を別に変える必要なく行ってきたところでございますが、今回の修正案が認められたとすれば、ショートフォームとロングフォームという2種類の調査票になりますので、補充選定時もAさんに対して、主業という認識でロングフォームを、あるいは青色申告の副業のBさんに対してロングフォームということをお願いしたところ、残念ながら断られたとすれば、同じ条件に当てはまるCさんやDさんというふうに補充選定をしていくことで、我々はきちんとサンプルサイズを確保して、間違わずに調査票も配ってということをしつかりとしていきたいと考えているところでございます。

下側の2番にプラスと囲んでありますが、基本的には5年間経営を継続して調査していただけないかという前提でお願いしているということなので、1年目で引き受けていただいて、2年目にまた行ったときも1年目と同じで変わっていないだろうではなくて、もう一度、先ほどの⑤のプロセス、Aさんはきちんと2年目も主業農家という前提で、調査に協力してくれるだろうかということを確認した上で、配り分けをするということになります。その説明のプロセスは、今まで以上により丁寧にしたいと思っている次第でございます。これが1ページ目から3ページ目、4ページ目まで御説明したいことのポイントでございます。

それと5ページ目でございます。IIその他でございますが、我々はユーザーの立場という観点でも、いま一度しっかりと留意しないといけないと、そういう認識に立たないといけないのではないかとございまして。回答で書かせていただいているのですが、

まず冒頭、反省をしないとイケないと思っています。今、我々は調査した結果を公表させていただいておりましたが、二次利用に適さない形式となっていたことは、この場を借りて申し訳ないと言わないとイケないと思っています。

令和元年の調査結果から、イでございますが、共通したデータレイアウトに調査票データ（CSV）を作成して、二次利用に供するよう準備しているところです。ウのところでは書かせていただきましたけれども、その提供に当たりましては、符号表とかデータレイアウトフォームも併せて提供するというところでございます。エで書かせていただきましたが、他の農林水産統計とのリンケージについても二次利用の実現に向けた取組を進めていきたいと思っております。

説明させていただいたのは、今回、調査票が変わることになりますので、いろいろな二次利用のパターンが考えられると思いますので、そのような声にも応えられるような努力をしていきたいと思って、このところを整理させていただいたという次第でございます。

資料3-2については、以上でございます。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、今、標本設計、そして配り分けの話題を中心に御説明いただきましたが、これにつきまして御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います

○宇南山臨時委員 宇南山です。確認したいのですが、調査を5年間継続している途中でショートフォームとロングフォームの区分けが変化した場合には、これはもう調査対象から外すという理解でよろしいでしょうか。外して、もともとロングフォームだったとしたらロングフォームに該当する新規標本を選定してきて新たに依頼するというのでしょうか。確認をお願いします。以上です。

○川崎部会長 農林水産省、いかがでしょうか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当） 農林水産省の萩野でございます。よろしくお願いたします。

今、御指摘の点につきましては、当方としても再選定はやむなしと思っています。その背景にあるのは、継続して取っていくことも理屈的には可能ですが、当初お示ししたサンプルサイズについて変わったということで、配り分けは可能だと思うのですが、調査設計時のサンプルサイズとどんどん乖離してしまうこともありますので、そこは確実にサンプルサイズを遵守してやっていきたいと考えております。以上でございます。

○川崎部会長 今の御説明は、条件に合わなくなったら標本から外していくということですか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当） そうでございます。

○川崎部会長 それで、後は次に補充するということですか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当） そうでございます。

○川崎部会長 分かりました。そのようなお考えですが、どうでしょうか。

○宇南山臨時委員 調査を5年間継続するということの意義も少しあるかと思うので、た

だ、確かにロングフォームとショートフォームの比率が変わってしまうという問題もありますので、少し考えたいと思います。ありがとうございます。

○川崎部会長 小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 小針です。なので、そこも含めて先ほど私が言及したところにも関わりますけれども、個人のロングフォーム、ショートフォームだけではなくて、途中で個人経営体が法人化しましたので法人の方に行きますという形も想定されて、実は3種類、3つのタイプがあって、法人経営体、個人経営体ロングフォーム、個人経営体ショートフォームとあった中でどこに行くかという、もっと大きなところでそこがあって、法人化していたところが解散しましてとか、分割しまして、同じところでやっているけれども経営が2つに分かれていますとか、そういうある意味の流動性みたいなものは結構あると思うのです。

私自身は5年間継続の中でそういうところもある程度、構造の変化も踏まえてという形で取っていくのかという認識でいたのですが、そことサンプルサイズを合わせるみたいな話が今の議論でどうなのかと思ったところもあるので、御見解をお聞かせいただければと思います。

○川崎部会長 農林水産省、いかがでしょうか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当） 農林水産省の萩野です。農業経営統計調査そのものの基本設計として、今回、前回の部会審議を経て農業経営体という形で、公表することにはなっているのですが、一方で元々の捉え方として、設計としては、今回はもう従前どおり個人経営体は個人経営体としてまずしっかり把握する。そして、法人経営体は法人経営体としてしっかり把握するという基礎の設計になっております。

したがって、小針専門委員からお話があったようなややパネ尔的な、農業経営体の中での動きを踏まえたというところについては、標本設計上の整理としてはなかなか難しいのかと思っております。また、標本設計を行った経営体数として、個人経営体が幾つ、法人経営体が幾つということで出していく観点からは、どうしてもそこは従来からそうですけれども、個人経営体から法人経営体が変わった場合は、標本選定替えを実施しているところでございます。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

○小針専門委員 分かりました。

○川崎部会長 私からの提案です。今の御議論を伺いながら感じたのですが、この調査自体は調査時点でそれぞれの属性を持った農家の平均的な姿を出すというのが一義的な目標になっているので、その時点の状況において集計するから、これはある意味当然ですが、ところが、今、小針専門委員がおっしゃったように、実は今まさにいろいろな変化が起こっている農家の実態を考えると、この調査でその変化を捉えようと思えば捉えられるのに惜しいなというところは恐らくあると思うのです。

そうすると私はその中間的な案として、結果の捉え方、表章の仕方についてはいいのですが、標本が毎年若干ずつ入れ替わったりするわけですけれども、そのときの情報で例え

ば副業的経営体が主業経営体が変わったとか、主業経営体が副業的経営体が変わったとか、あるいは法人化した、あるいは法人が分かれたとかそういう情報というのは、統計の調査票上は現れることはないのですが、いずれにしても、調査員経由で調査対象のプロフィールを聞いていくわけです。そのプロフィールの情報を何か整理していただいて、公式の統計ではないけれども何か参考情報としてどのような変化が起こっているのかということが、この標本からも調査のプロセスである程度分かるので、その情報を整備していただくというのは統計調査の公式結果ではないのですが、非常に意義がある数字ではないかと思うのです。そういうことは検討していただけないものかと思ったのですが、いかがでしょうか。

これはむしろ農林水産省、あるいは小針専門委員にもそういうアイデアはどう思いますかということでお聞きしてみたいのです。

○川崎部会長 今お手が挙がっているので、宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。今のところと重なるので先に言わせていただければと思うのですが、先ほどの標本外のところで、少なくとも今、川崎部会長がおっしゃったとおり、変化の情報が使えるというのは、もともとの集計票とは別にその情報があるというのは非常に望ましいことだと思っています。特に今後二次利用をしやすくすることを考えた場合に、少なくとも個票レベルで継続している人を追跡できるような分析が二次利用で可能であるならば、できる限り継続したサンプルを取っておくというのは、集計表に現れなくても重要なことなのではないかと思いました。

この標本選定フローを考えてみますと、調査を継続している場合には、去年こうでしたけれども、今度からはこのグループに入ってしまうという情報はあはずなので、新規標本を取るときにロングフォームが幾つ減って、法人が幾つ減ってというのが把握できているならば、それに合わせて新規標本の数を調整するという方法で、合計としての標本数を合わせていくということ、全く新規の人を取ってしまうのではなくて、この人はショートフォームだったから新規で取る、ロングフォームだったのにショートフォームになったから新規で取る、ショートフォームを1個減らそうみたいな対応でできる限り継続して、少なくともその情報を二次利用で使えるようにして、研究者もしくは何らかの方法で公表できるような形にするのが望ましいのではないかと思うのですが、そのような標本選定は難しいでしょうか。以上です。

○川崎部会長 抜けた標本と同じ属性のものを入れていくというふうな方針で、次の標本を選定してほしいという御趣旨だと承りました。恐らくそういうことですね。

○宇南山臨時委員 そうです。ただ、「抜けた」の意味が、調査自体には継続して参加しているけれども、グループが変わった場合にはそのグループの欠落とみなせば、同じ主体を追跡し続けてもいいのではないかという理解です。

○川崎部会長 なるほど、というアイデアです。それは確かに継続利用、パネル利用という観点では大事な視点でもあるのかと思いますが、フィージビリティも含めてお尋ねする必要がありますかと思います。

今の御質問に触発されて、私からも申し上げたいのですが、資料2-2をもう一度画面に表示していただいて、今の調査対象の集団です。これで見えていきますと、実は相変わら

ず私自身はまだ65歳の問題が心の中に引っかかかっていまして、黄色部分が調査開始時には主業的世帯だった、これは農林業センサスです。ここの178,000世帯、黄色のところは経年的に65歳を過ぎてしまいましたということになると、外れていくわけです。ここを本当に外していいだろうかというのが相変わらず問題として残るわけです。ここの178,000世帯、経営体が青色申告に変わってくればラッキーですが、変わってくれない可能性も結構あるので、本当に外していいだろうか。

こういう最新情報で捉えた方がいいということはあるものの、何か65歳の年齢で元は主業だったけれども、世帯主が1人だけで頑張っていた。それが64歳だった、調査の翌年には65歳になった、それでも外れますよとなってしまうのです。何だかそれも変だなと思うので、それはそれでいいのでしょうか。継続してロングフォームを続けても別に嫌がらずに答えていただけるのではないだろうかと思ったりするので、そういうことも含めて、先ほどの蒸し返しのようにもなりますけれども、今、宇南山臨時委員からも御質問に出ましたが、そういうことも含めて一度、農林水産省から御回答をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(営農類型別経営統計班担当)

農林水産省の神でございます。

まず、現在の集計について御説明させていただきたいと思えます。現在も営農類型別経営統計は13の営農類型に分けて、個人、法人、それぞれの区分で目標精度を設定して、標本抽出しています。水田作等であれば、500とか600というそれなりにかなり大きいサンプルサイズになるのですけれども、一方で畜産系とか、野菜や花きも露地と施設に細かく区分しているそれぞれで標本抽出しますと、抽出率は非常に高くなっております。

このような中で農業の経営を行う中では、農業は行っていたとしても、ほかの営農類型に移っていくという場合がそれなりにございます。畜産についてはほとんどありませんが、耕種関係、畑や田んぼを使って農業を行う方々においては、営農類型間を移動する場合がございます。5年前には何とか営農類型で取っておりましたが、3年後には違う営農になりました。それを引き続き取り続けると、実はそもそも想定していたサンプルサイズが全然維持できなくなってくる営農類型が多数発生してきます。現状も法人経営であれば調査協力もなかなか難しい中で、当初想定しているサンプルサイズが選定できないようなことがあって、そういう中で必死にサンプルサイズを維持しながら、当初設定していた目標精度を維持していこうとしている状況でございます。営農類型がどんどん変わっていく経営体をそのまま取り続けることは、パネルデータとしての有用性は非常に高くなると思っておりますけれども、我々が実査を行い公表することを考えますと、目標精度に対して達成精度が倍以上悪くなるということも往々にして出てくるといった状況にありますので、毎年毎年、正しい営農類型を選んでいくことをさせていただいて、何とかこの調査結果の信頼性を維持しているというのが現状でございます。

ですので、この考え方に従いますと、今回のロングフォームとショートフォームの配り分けとか、法人と個人の切り替わりとかいったところについても、営農間の移動と同じように、適時適切に毎年状況を確認させていただくことで、調査結果の信頼性を担保して

いくことが我々には求められていると考えているところがございますので、パネルデータの二次利用の有用性も分かる部分はあるのですが、他方、調査結果の信頼性も影響しているということを御配慮いただければと思うところがございます。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。ロングフォーム、ショートフォームの配り分けの問題とともに、今おっしゃったのは営農類型という標本設計の言わば層別とか、あるいは集計上の分類をどう扱うかということで、その精度も確保しなければいけない。そっちの方はそっちの方できちんと対応しなければいけないということで、そういう意味で現状に合わせてやるのが原則だろうというお考えと理解いたしました。

そこで、小針専門委員から手が挙がっているのを見ましたが、いかがでしょうか。御発言をお願いします。

○小針専門委員 ありがとうございます。今の御説明で、実態と統計との関係も理解が深まりましたが、それを踏まえた上で、ただ、同じ経営をされていて法人化しましたと言ったら、じゃ、この調査はもういいですよになってしまうのももったいないと思う部分もあって、例えばどっちにしても調査票は選定替えしますよというときに、法人経営体の方に入っていてそこに当てはまるのであれば、その人をそこにに入れてという形で継続的に調査するようにするみたいな、そういう運用上なるべく継続できるような工夫みたいなものは、可能であればその方が望ましいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎部会長 ありがとうございます。農林水産省からお願いいたします。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当） 農林水産省の萩野でございます。小針専門委員、ご意見ありがとうございます。

実際の運用という意味では、そのような運用は標本が取れていない場合、補充選定という形で対象にさせていただきたいと思っております。事実、今の状況だとそのままマッチするのがどれだけあるかというのは数字で示せないのですが、そのような運用を取り入れていきたいと思えます。あと先ほどの指標、このような継続ということに対して、我々は調査票データでだけではなくて、集計のときこういう指標をやったということで、メタデータとして二次利用に資するように全て提供していきたいと考えております。以上でございます。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、標本設計について、一通り質疑応答がありました。いかがでしょうか。ほかには、特段の問題とかはないでしょうか。

やや蒸し返しになって恐縮ですが、今、画面に出ているこの黄色部分のところが65歳に達したがゆえに主業から副業、経営体が変わったときは、ロングフォームからショートフォームに変わるということですか。65歳になったら回答免除ですかね。ロングフォームの回答免除ですみたいな、私は違和感がなきにしもあらず、主業だったりすればというのは違和感があるのですが、この辺り委員の皆様は特に違和感はないでしょうか。大丈夫でしょうか。

小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 その点で言うと、私自身はもう致し方ないかというところがあります。

なぜならば、今回、詳細項目として取るデータが基本的には資産項目という形になりますので、実際に青色申告をしていない人たちに書いてもらうものがどれくらい確からしいのかと思うところがあるので、青色申告のデータを詳細データで取れているのであれば、基礎項目のところは全体で継続できるという形になりますので、そこはそのままでもリーズナブルなのかと考えるというのが私の意見です。

○川崎部会長 ありがとうございます。私もそう言いながら、念のための確認でお尋ねしているところがありまして、実を言うと主業農家でも、先ほど御覧いただいた図2を見ていただくと、極めて販売額が、濃い青い青色のところ500万円未満を見ていただきますと、実は主業経営体で数が結構ありますので、恐らくこの辺りは主業経営体でも白色申告ということだろうと思いますので、それが外れるといいますか、ロングフォームがショートフォームになったからといって、大きく結果を見誤るものでもないだろうと。そういう意味では全くロングフォームでないというだけのことで、ショートフォームはショートフォームで調査されるということですのでよろしいですか。これは農林水産省に確認です。黄色のところ65歳に達した場合には、ショートフォームは調査の対象になると理解するのですが、それはそれでよろしいですか。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 その理解で結構です。

○川崎部会長 なるほど。ということであれば、実質的には調査事項の詳細度が落ちるといっただけなので、大きな影響はないだろうと。ただ、そもそも65歳が担い手かどうかの判断基準が適切かとかそういう議論は別にして、そういう意味では、調査結果としては自主的に利用上の支障はないと理解しましたので、私の疑問に答えていただいてありがとうございました。

ということであれば、もしよろしければ、ほかに。どうぞ宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 非常に技術的でマイナーな点ですけれども、先ほどお話がありましたように、カテゴリーが違ったとしても、運用上の補完するサンプルとして継続することが可能だというお話だったのですけれども、もし運用でそういうことができる場合には、二次利用に資するために同一の経営体であることが分かるような符号を付けておいていただくと、パネル利用ができます。せっかく同一の経営体を継続していても、分析のときにそのカテゴリーが変わってしまったり、違う符号になってしまうと、結局は追跡できないことになってしまいますので、システム上、同一経営体であることが分かるような符号を付けていただけるといいのではないかと思います。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。確かにせっかく調査するならばその情報を有効に、後々でも活用できるという工夫があるとありがたいと思います。この辺り農林水産省でいかがでしょうか。御配慮いただけますか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(企画班担当) 農林水産省、萩野です。貴重な御意見をありがとうございました。継続できるように配慮していきたいと思っております。センサス番号を基軸にやっていますので、原則は継続できると思っておりますし、先ほど神補佐からも説明したように、どのような営農だったとかいった指標についても全

て提供していきたいと思えます。以上です。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等はございますか。いかがでしょうか。

いろいろな論点が出てきておりますが、大体これで御意見が出そろったかと思えます。そうすると、ここで情報設計の観点については一度整理させていただきますが、今日御説明いただいたやり方で進めていただくというのでおおむね結構だと思います。ただ、今、特に最後の方で宇南山臨時委員からも御指摘があった二次利用に資するためのパネル利用への配慮、そういう意味で、できるだけ追跡可能な形をやってほしいのが要望としてありましたので、この点は是非何らかの形で認識を記録にとどめたいという感じがしております。

それから、くれぐれも配り分けに問題がないように、また属性的に継続性の高いものをやっていく。その上で、各年の信頼性の高い結果を出していただくということでお願いしたいということです。そういうことでこれは大筋で了解と受け止めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の項目に進みたいと思えます。今度は、「公表時期の繰下げ」という論点です。これにつきましても、まずは最初に事務局から御説明をいただいて、その上で農林水産省からお答えいただくということでお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○森政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、資料4の審査メモ9ページを御覧ください。

内容の公表時期について、表のとおり変更することを計画されておりますが、別紙3を映していただいてよろしいでしょうか。こちらに全体の一覧がありますので見ていただきたいのですが、別添3のとおり「詳細」の方、いわゆる確報の公表時期については現行の計画が維持されるということで変わらないのですが、「概要」、いわゆる速報部分の一部について、朱書きの部分のとおり数か月の繰下げが予定されています。これについては、審査メモ9ページの箱書きにおいて、農林水産省の回答について掲載しているところですが、この回答に記載していない事項として、一般ユーザーへの情報提供に支障が生じないかなど論点立てをしたところです。また、本変更につきましても、GDP推計との関係において調整が十分になされていなかったことで、その関係で審査メモを追加しております。

資料6を映していただきたいのですが、論点として、内閣府との調整に関する経緯や調整状況、結果について説明していただくよう新たにお願ひしております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省から御説明をお願いしたいと思えます。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省でございます。資料5の22ページ、論点1で、ユーザーへの情報提供に支障が生じないかというところですが、

その前にまず遅延している要因を少し御説明させていただきたいと思います。アンダーラインのところを中心に説明させていただくのですが、遅延している要因といたしましては、増減要因、関連項目との整合性をきちんと審査させていただいて、調査結果の営農類型間、個人・法人などの関係性を審査・分析しているということでございます。

その業務プロセスを次のページ、公表までに要する時間（試算）とさせていただきます。画面上のところでございますが、真ん中の方に経営統計調査、今回ロングフォーム、ショートフォームを導入したいと思っている調査が今どうなっているかということですが、経営統計調査は10人体制で公表までやっているところでございます。ずっといろいろと数字を書いておまして、一番下に目線をやっていただきたいと思いますと思うのですが、我々の実力ベースで申しますと、4か月強、どうしても4.3か月かかっているというのが今の実情でございます。これは本省に調査票情報がきちんと届いた上で、そこをスタート時として4か月強かかっているところでございますので、身の丈に応じた公表、速報版の時期にまず合わさせていただきたいところでございます。

それを御説明させていただいた上で、ユーザーの情報提供に支障はないかということでございますが、原案で、22ページにまた戻っていただいて、1番目の第2パラになるでしょうか、「今のところ」というところでございます。まず、これも我々の思い込みで書いているような表現でございまして、訂正させていただきたいと思っています。といいますのも利用者の省庁からは、できるだけ早く公表できるのだったらしていただきたいと思いますという声がございます。我々そこまできちんと、何というのでしょうか、アンテナを立てていなかったところです。これは資料6で説明をさせていただくとして、後にお時間をいただくとして、今、経営統計調査の時間はどれぐらいかかるかを御説明させていただきました。

もう一つ、畜産物生産費統計にも時間がかかっているということをお時間をいただいて御説明させていただきたいと思います。また、先ほどの23ページの同じ表ですが、一番右端の畜産物生産費調査。ここは5人1チームで対応させていただいているところでございます。結論から申しますと、一番下でございますが、身の丈に応じた公表期間、我々、本省に情報が届いてから3か月強かかっているというのが今の実情でございますので、その実情に合わせたものを是非お願いしたいと思っています。

加えて、この表には入っていないですが、てんさいの調査につきましても、今、7月公表という調査計画になっているのですが、それを8月に1か月ずらせないと考えています。というのは、ほかの品目とセットで公表に至る業務をしないといけないと考えているところでございます。そのところは次の24ページの下に文章で書かせていただいているところでございますが、公表までの流れ図の下の方ですが、2の「てんさいは」というところで、北海道の輪作体系において非常に重要な作物でございます。原料用ばれいしょとか大豆についても生産費調査をやっています。輪作体系がありますので、このような原料用ばれいしょは大豆の生産との兼ね合いを当然考えた上で生産はされているのだらうと思います。実際、我々の調査に協力いただいている方の4割が、ばれいしょ、大豆、てんさいと併せてやっていることを考えますと、ある調査だけを先んじて公表して、ほかのものが後ろにあるというのも少し異例といいますか、我々、しっかり詰めないといけないことを

考えますと、今、てんさいについてだけ7月になっているものを8月という公表、1か月ずらさせていただきたいということをここに書かせていただいております。

流れ図を見ていただきたいと思います。もう少し早く公表できないのかというところを我々もう一度よく整理するためのフロー図を整理させていただいたのですが、経営統計調査の公表までの流れを出させていただきました。令和元年の調査からは、税務申告の資料をそのまま転記すればいいという調査票様式に変えました。ということなのでスタート地点はどこなのかということですが、3月15日が税務申告期限です。ただ、コロナの関係で去年、今年も1か月後ろ倒しになっていると思うのですが、3月15日を申告期限としても、調査いただく経営体の方々から、まずは農林水産省の地方統計職員がそれを受け取るには1か月ぐらいかかります。4月中旬ぐらい、そこでようやく調査票そのものが農林水産省の組織に返ってきたということです。ただ、地方統計組織でもいろいろと入力審査等々がございます。これは地方統計職員の定員削減という中で、この3か月強かかっているこの期間を縮めていくという努力は今の時点、今の技術力をもってすればなかなか難しいだろうと思っています。その上で本省に来て、先ほど御説明させていただきました、どうしても4か月ぐらいかかってしまうということなので、繰り返しになりますが、まずは身の丈に応じた公表時期にさせていただきたいと。今は10月という設計になっていますけれども、12月に変更させていただきたいというところがございます。

ということを御説明させていただいた上で、資料6を御説明させていただきたいと思います。論点に対する回答でございます。5月26日の統計委員会ででしょうか、内閣府から、できるだけ早い公表が望ましい旨の御発言がありました。なぜ我々、そのような思い込みがあつて当初の整理をしたのか等々も御説明させていただくべく、用意させていただきました。読み上げが少し長くなりますが、恐縮でございます。

回答の1番でございますが、まず新型コロナウイルス感染症関係で、令和2年の調査の取りまとめをどうしても後ろ倒しにせざるを得ないという状況が出てきました。そこで、公表期日を4か月繰り下げるといふ変更申請を行いまして、9月18日に承認をいただいたということで、これは去年の話です。その際に総務省から、GDP統計に支障がないか確認するよう求められ、国民経済計算部にお話しさせていただいたところがございます。

3番目でございますけれども、計算部からは「遅延となると年次推計に影響が生じる」と、当然の御発言があつたと。当方からは、「どうしても4か月ぐらいかかって、公表が12月になってしまっているのです」ということを御説明させていただきました。その上で計算部からは、「状況は分かった。GDP統計は推計する時点で公表されているデータを使う統計なので、公表されていなければ次年度に対応するまでである」ということでした。我々はこの行間を読み切れずに、問題ない、支障がないと思つてしまったというのが4番目でございます。念のため今回の変更申請に、総務省にも確認すればよかったのですが、していなかったというところなので、5月26日の統計委員会の発言があつたと思っています。

ただ、今どういう状況になっているかというところですが、5番目です。統計委員会での計算部から発言があつたことも踏まえまして、今、相談させていただいております。5番目の3行目の最後の方ですが、速報版の公表期日を10月のままとすることは困難とした

上で、必要なデータを事前に提供することは可能かもしれませんが、何とか確認して、どのようなところに提供できるかを詰めてまいりたいと御提案させていただいたということでございます。

6番目でございますけれども、計算部からも、可能であれば対応いただきたいということなので、現在、具体的な利用項目とか利用時期を確認しているということで、柔軟な情報提供についても今後検討してまいりたいということです。

公表前に情報提供ができるかどうかにも前例があるかというのを整理してみました。それが7番目に書いてございますけれども、農林水産省の中でも事前提供事例を確認したところ、そのような事例はあったということを確認しております、できましたら公表期日前でも、可能な範囲で省庁の方にいち早く利用できるような環境を整えるべく、汗をかければと思っている次第でございます。というのが公表期日に関する当方からの説明でございます。

ただ、少し御説明させていただきますが、資料5の25ページ目になるでしょうか。戻っていただいて恐縮でございます。このポンチ絵でございます。今、画面に映っているのはこの資料の12ページで御説明したものをもう一度掲載させていただきましたが、我々、スマート農業技術の進展、デジタル・トランスフォーメーションの動きというのは、きっちりと我々の経営統計調査にも取り込みたいと思っているところでございます。要は農家の方々が例えば経営管理ソフトを使っているのであれば、それをそのまま調査票に持ってこられるというすべを考えられるのではないかとということで、令和3年度予算を活用させていただいて、このような流れができるように、今、開発していこうという動きがございます。

また、下半分は農家の現場の段階で、「例えば」と左の方に書かせていただいておりますけれども、労働時間の把握を日頃の生産活動の中で、例えばスマホとかICチップとかいったものを携行いただいて、農家の方々がどの圃場でどんな作業をしたかという労働時間が分かるような情報のつかみ方もあるだろうと思っておりますし、一番下のところは税務申告、その情報を使って調査票にダイレクトに読み込めるようなこともできないかというところを模索していきたいと考えている次第です。

次のページを御覧いただきたいと思えます。要は先ほど御説明した、どうしても設計よりも2か月ぐらい後ろ倒しにさせていただきたい、まず身の丈に応じた公表時期にさせていただきたいと御説明したのは、この図にあるように、真ん中の方ですか、今、調査は紙ベースでやっているというのが基本にあります。これをデジタルベースに持っていくという、今は過渡期の状態にあると我々はきちんと認識して、デジタルベースでの調査にしていくということをするれば、いろいろなメリットが出てくるだろうと考えている次第でございます。

その上で次のページでございますが、デジタル・トランスフォーメーションを活用すれば、現状のいろいろな段階において、手間暇がかっているようなところが、デジタル・トランスフォーメーションの活用によって、調査における負担が解消されるということです。ここから見えてくる利点はたくさんあるだろうと思えます。それだけではなくて、我々の

調査結果に加えて、新たな経営指標、例えば真ん中の右側の一番下のところですがけれども、市況、気象、国際相場等の関連データという情報、あるいはeMAFFといたしまして、今、農林水産省共通申請サービスを進めているところでございますので、このようなものと連携することによって、農経調の公表された結果と相まって、ユーザーの方にいろいろな面で活用いただくという場面は出てくるだろうと思っているわけです。

というふうに努力をしていきたいということで、まとめでございますが、最後のペーパーです。我々、スマート農業技術、デジタル・トランスフォーメーションを活用することで、1番の「業務の効率化」をしていきたいということです。今後は報告者の方に負担感が大きく減少するように持っていきたいと思っておりますし、統計職員においても、職員削減の対応を可能とするだけではなくて、分析審査や情報発信の時間を多く確保できるようにもしていきたいと思っております。そうしますと、「公表時期の早期化」にもつながってくるのではないかと考えております。今後のところに書かせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、実態との乖離を解消させていただきたいと。まずはここをスタート地点と考えて、その後、業務効率化によって公表期日の前倒しを考えていきたいと思っております。

先ほどのトランスフォーメーションが進んで、デジタル化が相当進めば、我々の試算によれば、最大5割程度業務を削減できるという試算もしているところでございます。実現時期がいつかというのは、まだこの場では申し上げられるほど精緻なものではないのですが、少なくとも数か月程度の前倒し公表は可能になってくると思っております。

最後に「省庁連携の加速化」もしっかりと把握していきたいと思っております。可能な限り早期に情報提供できるということは繰り返しになりますが、先ほど内閣府からもあったように、できるだけ早くといった声にも、どの時点で可能かというのを少しでも可能なものから取り組みたいと思っております。右下の一番下のポツですが、公表データが確定した時点で関係省庁へ情報提供していくというようなことも努力していきたいと思っております。

長々となりましたが、調査報告者の負担、あるいは取りまとめる者の負担、これら負担を減らしていくそのことが、ひいては公表期日までの業務量の削減等々の努力につながるだろうと思っている次第でございます。

長くなりました。農林水産省からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

では、私から発言しますが、今、一番支障が起こるかもしれないというのが内閣府のようですが、そちらの協議の結果は大体いつ頃までに、本当に提供できそうかどうかという見通しが立ちそうでしょうか。農林水産省へのお尋ねです。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の神でございます。提供する項目等々、細かいところまで全てを洗い出せていないところでございまして、明確にはまだここで御説明できる状況にはありません。あと、提供の仕方も、どういう形なのかというのを確認している最中でございまして、統計

法第33条の提供が有力とは考えているところですが、その場合であれば調査票の提供になりますけれども、先方としては調査票ではなく、集計値が欲しいという相談ですし、提供の形も含めて、結論が出たら御回答させていただきたいと思います。次回の部会、もし7月1日があれば、また状況については御説明させていただきたいと思います。以上です。

○川崎部会長 分かりました。ほかにはいかがでしょうか。

○萩野総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室ですけれども、今の点ですが、内閣府に提供するデータがどういうものかによるのですが、提供するデータに限って早期に公表するという方法は取れないのでしょうか。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の神でございます。現状ではその項目だけを早期に公表することは考えておりません。公表について悩ましい部分がございます。GDP統計、年次推計の公表時期が12月8日から10日ぐらいということで、7月 - 9月期のQEの公表と同時に出す年次推計だと聞いているものですから、今回総務省に申請させていただいている12月の公表時期とかなり近接しています。提供したデータ自体がGDP統計にそのまま表示されることはないですけれども、我々のデータが、我々が公表する前に出てしまうとあまりよろしくないという部分もございます。それについては我々の公表時期も併せて考えなければいけないですし、そこだけを早く出せばという御意見もあろうかと思うのですが、これまで一部だけを公表したことがないものですから、持ち帰って検討はしたいと思いますが、現状は考えていないということでございます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 SNAの部会などで専門委員から出ている意見としては、できるだけ公表されているデータからGDP統計を作ってほしいと。そうしないと、GDP統計を予測するとかいったことに支障があるという意見が出ておりますので、そのようなことも御勘案の上で、できる限り公表されたものをGDP統計で使ってもらおうというような方向で検討していただければと思っております。

○川崎部会長 そういう御意見も確かにあります。ちなみにこれは農林水産省にお尋ねするというよりも、むしろ全体的なお話かもしれないですが、このような正式な公表前に少し個票処理をして使えるようにSNA用に提供するというのは、恐らくほかにも行われていると思うのですが、この場合も全て公表されているのでしょうか。私は多分、公表されていないのもほかにあるのではないかと思うので、若干努力ベースで、ケース・バイ・ケースかもしれないと思うので、もちろん頑張ってください方がよいとは思いますが、その辺の横並びも見ていただいた方が私はいいかと思うので、その辺りのバランスを全体のフレームワークとして御判断いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。私はこのように整理しておきました。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ありがとうございます。まさにウエイトの問題かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 御説明ありがとうございました。一般ユーザーへのというところの観点から言うと、実は今まで、この時期に公表しますと言われていた時期から結構ずれていて、いつですか、いつですかと農林水産省にお尋ねすることが多い感じだったのですが、この統計はすごく速報性を求めているものかというところ、そういう性格ではないと思います。それであれば、きちんとリーズナブルに出せて、この予定だったらきちんと公表できるというスケジュールを取っていただいた方がいいかと思います。その上で、今、例えばコロナで税務申告がずれていますとかそういうイレギュラーなものもあると思うので、基本ベースはこれというものがきちんと示されている方がいいかと思います。

2つ目はお願いというか、今回の内閣府とのやり取りで、私もこの統計がSNA等に使われていることは資料等でも知っていたのですが、具体的にどのように使われているのかのようなことは実はあまりよく知らなくて、むしろ、そういう政府の別の統計にも関わってきちんと使われていることがあるのであれば、統計自体の有用性も高まっていくと思いますので、これを一つのチャンスとしてどのように使われていて、どういうものなのかというのは記録に残していただくと後につながるかと思うので、よろしく願います。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。大事な御提言ですね。確かに農業統計として使っていくという以外にも、実はもう少し深い使い方もあるということを見える形にしていくことが大事だと思います。是非この辺りはまた引き続き、農林水産省でも御努力いただきたいと思っています。

ということですが、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ひとまず整理しますと、実務上の問題として、とにかく当初の現行計画がなかなか守れない状況になっているので、現実的な計画に変更したいということで、それはそれでやむを得ないことだろうと私は受け止めました。そして、それに対して若干困るのがSNAのところなので、ここに対しては少し早めにデータを提供するように最大限努力していただきたいということ。これは今、努力中ということで、その方向性をいただけたらありがたいと思って、この辺りは引き続き農林水産省に調整を頑張っていただきたいと思っています。

それから、当面はそういうことでありますが、先ほどもお話があったように、いろいろ調査全体のプロセスや手法を見直すことでまだまだ早期の改善が可能であろうということですので、これはいつか改善ができますというのではなくて、できることならある程度かっちりした計画を立てていただいて、早期化をやっていただけたらと思いますので、この辺はやむを得ないとしながらも留意点として、この部会としては何か述べたいという感じがしております。

これが私なりの概略の整理ですが、委員の皆様はいかがでしょう。そんな感じの整理でいきたいと思いますが、よろしいですか。今のはあくまでも概略、口頭だけですので、また正式な答申案は、これからお諮りすることになるかと思っています。

それでは、おかげさまで「公表時期の見直し」も、一応終了し、今回の変更内容については、ひととおり議論いただきました。あと、前回答申の課題対応の確認が残っております。

すが、予定の時間もまいつているようですので、やはり、7月1日にも部会を開催するというので、よろしくお付き合いをお願いできればと思います。なお、今日もいろいろ議論をいただいておりますが、追加でまだ御質問とかお気付きの点も出てくるかと思うので、もし何かございましたら14日、来週の月曜日までに事務局まで御連絡をいただければと思います。いろいろお考えもあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、今日の審議結果につきましては、月末6月30日に統計委員会が開かれますので、そこで私から概略を説明させていただきたいと思ひます。ただ、今の委員会のムードですと相変わらず65歳の問題は、意識の高い方もおられると思ひますし、私自身も65歳の線引きが本当にこれでいいのかと思ひています。農業経営統計の問題というよりも農業センサスの方の分類区分の設定、調査事項の設定にもなってくるのですが、この辺りは引き続き考えていかなければいけないかと思ひます。その意味では、その辺りの議論について委員会の席でお話が出ればやっていく必要があるかと思ひますし、また、場合によっては最終的な答申の中には書かないにしても、何か附帯的な意見として別途申し上げる必要もあるかと思ひたりしております。そのようなことも含めて、これから委員の皆様のお意見も伺いながら、答申等を整理していけたらと思ひております。

ということで、以上で、おかげさまで効率的に審議ができましたので、大体時間内に終えられそうです。

それでは、この後の対応につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思ひます。

○内山総務省政策統括官(政策基準担当)付統計審査官 本日もありがとうございました。次回の部会につきましては3週間後になりますでしょうか、7月1日の今度は14時、午後になります。次回は、14時からの開催になりますので、御注意ください。今回と同様のウェブ開催になる見込みでございますが、開催形式につきましては改めて御連絡を差し上げます。

また、先ほど部会長からお話がありましたが、追加で御質問、お気付きの点がございましたら、ショートで恐縮でございますが、来週月曜日の正午までにメールで御連絡をいただければと思います。

また、次回のメニューといたしましては、まず、本日もいただいた御質問や6月14日までに追加でいただいた御意見、御質問に対する回答、それから、2つ目として、先ほど申し上げた前回答申の課題対応の確認。そして3つ目としては、一連の議論を踏まえた答申案について見ていただくということになります。先ほど部会長もおっしゃったとおり、7月1日の前日の6月30日に統計委員会がございますので、その際に出された意見も反映しつつ、御議論をいただくことになろうかと思ひます。

それから、いつものことながら配布資料につきましては次回部会でも用いますので、保管していただければと思います。また、結果概要につきましても、でき次第メールにて御照会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

長くなり申し訳ございませんでした。以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これを持ちまして本日の部会を終らせていただきます。委員の皆様、農林水産省の皆様、また総務省関係の皆様、御出席ありがとうございました。また次回もよろしくお願ひいたします。

これで失礼します。ありがとうございました。